

居宅介護支援重要事項説明書

厚生労働省令第38号第4条第1項の規定に基づき、ゆうあい居宅介護支援事業所の居宅介護支援の提供に関し、利用者に説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業所の概要

(1) 名称等

介護事業所番号	2274100821
名称	特定非営利活動(NPO)法人 クリエイト静岡 ゆうあい居宅介護支援事業所
所在地	〒420-0068 静岡県葵区田町5丁目69番地
電話番号	054-253-4414
代表者	理事長 遠山 陽一朗
管理者	青山 真友子
サービスを提供する 通常の実施地域	静岡県葵区・駿河区（山間部を除く）

(2) 職員体制

(2025年4月1日現在)

職 種	人 員
管理者	1 名
介護支援専門員(専任)	5 名
介護支援専門員(兼任)	1 名

(3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時～午後5時

※土日祝・年末年始(12/30～1/3)は休業日となります。

※必要に応じて利用者等からの相談に応じるため、24時間の連絡体制を確保しております。

2. 居宅介護支援の概要

(1) 居宅介護支援の内容

項目	内容・方法等
要介護認定等の代行申請	利用者が希望する時は、要介護認定等に必要な申請代行業務を行います。
居宅サービス計画の作成	利用者に説明し同意を得た上で居宅サービス計画を作成します。
居宅サービス計画作成後の管理 (居宅サービス計画の変更等)	計画の実施状況の把握に努め、居宅サービスの提供を行います。必要に応じて、居宅サービス計画の変更等を行います。
サービス事業所等との連絡調整	介護支援専門員が、必要に応じて行います。 障害福祉サービスを利用してきた利用者が、介護保険サービスを利用する場合、特定相談支援事業者との連携に努めます。
介護保険施設への紹介	利用者の在宅生活が困難になった場合、介護保険施設への入所又は入院を希望する場合は、紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) 居宅介護支援の利用にあたって

項目	内容
サービス提供困難時の対応	介護支援専門員が迅速に連絡調整、対応を致します。
サービスの質の向上	法令を遵守し、公正中立に居宅介護支援を提供します。利用者はサービス計画に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介と位置付けた理由を求めることが可能です。
介護支援専門員を変更する場合の対応	介護支援専門員の変更を求められた際、ご相談の上対応します。
プライバシーの遵守	業務上知り得た利用者又はその家族の情報は在職中及び退職後も秘密を保持します。

事故発生時の対応	契約書第16条により、速やかに対応します。
入院時の連携	入院時には、担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に伝えて下さい。
その他	在宅生活における悩み事、困り事など気軽にご相談下さい。

3. 費用

(1) 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付される為、自己負担はありません。但し、あなたの被保険者証に支払い方法変更の記載（あなたが保険料を滞納している為、サービスを償還払いする旨の記載）があったときは、1ヶ月につき下記のとおり、介護保険法、その他関係法令により定められた介護報酬金額をお支払い頂きます。この場合、当事業所でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、静岡市の窓口へ提出して払戻を受けて下さい。

介護保険法に定められた介護報酬

(2025年4月1日現在)

	サービス内容	単位 (1単位×10.42円)	
通常算定される項目	居宅介護支援費（介護1・2）	1,086 単位/月	
	居宅介護支援費（介護3・4・5）	1,411 単位/月	
	特定事業所加算（Ⅰ）	519 単位/月	
	特定事業所加算（Ⅱ）	421 単位/月	
	特定事業所加算（Ⅲ）	323 単位/月	
	特定事業所加算（A）	114 単位/月	
状況により算定される項目	初回加算	300 単位/月	
	特定事業所医療介護連携加算	125 単位/月	
	入院時情報連携加算（Ⅰ）	250 単位/月	
	入院時情報連携加算（Ⅱ）	200 単位/月	
	退院・退所加算 （入院または 入所期間中1 回を限度）	退院・退所加算（Ⅰ）イ	450 単位
		退院・退所加算（Ⅰ）ロ	600 単位
		退院・退所加算（Ⅱ）イ	600 単位
		退院・退所加算（Ⅱ）ロ	750 単位
		退院・退所加算（Ⅲ）	900 単位
	通院時情報連携加算	50 単位	
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位	
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位	
同一建物減算	所定単位数の95%を算定		

※平成27年4月より特定事業所加算（Ⅱ）を算定しています。

※特定事業所加算の趣旨

特定事業所加算制度は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価し、実習生の受け入れ・事例検討会への参加等、地域全体のケアマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

(2) 通常の実施地域の交通費は頂きません。

(3) 支払方法

あなたが、当事業所に料金を支払うことになる場合の支払い方法については、月毎の清算とします。毎月15日までに前月分の請求を致しますので月末までにお支払い下さい。

4. サービスの終了について

(1) あなたのご都合でサービスを終了する場合

あなたはいつでも契約を解除できます。このほか、当事業所はあなたがこの契約を継続し難いほどの背信行為を行ったと認める場合は、直ちにこの契約を解除する事が出来ます。

(2) 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等、やむを得ない事情によりこのサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス提供1ヶ月前までにあなたに通知すると共に、他の指定居宅介護支援事業所に関する情報を提供致しません。

(3) 自動終了

次の場合には、自動的にサービスを終了します。

ア：あなたが介護保険施設等に入所又は入院された場合。

イ：あなたの要介護認定が要支援又は非該当（自立）と認定された場合。

ウ：あなたが亡くなられた場合。

5. 居宅介護支援に対する苦情

当事業所の居宅介護支援及び当事業所が作成した介護サービス計画に基づいて提供しているサービスについての苦情相談を承ります。サービスの内容に関する事、介護支援専門員に関する事、利用料金に関する事などお気軽にご相談下さい。

ゆうあい居宅介護支援事業所

担当（管理者）青山真友子

TEL 054-253-4414

静岡市役所 介護保険課

TEL 054-221-1088

6. 虐待防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために次のような必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定 責任者 職 管理者 氏名 青山 真友子

(2) 利用者及び事業所等から通報を受けた際に適切に対応するための体制整備

(3) 職員に対する虐待防止を啓発するための研修の実施

(4) 成年後見制度の利用の支援及び地域包括支援センターとの連絡協力体制

7. 暴言暴力、ハラスメントについて

当事業所は暴言暴力、ハラスメントに対して適切な対応を行うとともに、研修を実施し、暴言暴力、ハラスメント防止の啓発・普及を行っていきます。

8. 感染症対策及び業務継続に向けた取り組みについて

感染症の発生及びまん延等に関する取り組みとして委員会の開催・指針の整備・研修の実施・訓練の実施等を行っていきます。また、感染症や災害が発生した場合でも必要な介護サービスが提供できるよう体制を整え業務継続に向けた計画等の策定・研修の実施、訓練を実施していきます。

個人情報使用同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、以下に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

1. 使用する目的

利用者のための居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供する為に実施されるサービス担当者会議、指定居宅サービス事業所との連絡調整、主治医及び医療関係者との連携に於いて必要な場合。

2. 使用する期間

居宅介護支援契約書の定める期間と同じ。

3. 条件

- ①個人情報の提供は必要最低限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②緊急を要すると判断した場合は、必要最小限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して関係者以外の者に漏れることのないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告する。

契約にあたって、事業者は上記の「居宅介護支援契約書」「居宅介護支援重要事項説明書」「個人情報使用同意書」に関して、利用者は一括して説明を受けました。利用者・事業者双方が合意のもとに契約いたします。なお、以上の契約が成立したことを証明するために、本契約書を2通作成し、利用者及び事業者は記名・押印のうえ各自1通ずつ保有することとします。

20 年 月 日

(利用者) 住所 静岡市 区

氏名 ⑩ 電話

(代理人) 住所

氏名 ⑩ 電話

(事業者) 所在地 〒420-0068 静岡市葵区田町5丁目69番地

名称 特定非営利活動法人 クリエイト静岡 ⑩

理事長 遠山 陽一朗

事業所名 ゆうあい居宅介護支援事業所

電話 054-253-4414

説明者

(改定 2025年4月1日)